

婚外子差別に No! 電話相談 2024



042-527-7870

4月4日 8月1日

5月2日 9月5日

6月6日

※女性差別撤廃委員会
日本審査の関係で
10月はお休みします。

7月4日 11月7日

12月5日

※電話通話料のみご負担ください。

〈電話相談は無料です〉

毎月第1木曜日 午後2時～8時

子どもはみんな平等です。親が結婚しているかないかで、子どもを「嫡出子」「嫡出でない子」と法制度で差別するのは、人権侵害です。婚外子への差別はほとんどの国でなくなり、全て「子」となっています。

昨年6月に被差別部落の地名リストをウェブサイト等に掲載したことに対し、東京高裁は掲載を「差別されない権利」に基づき違法としました。画期的なことで、誰でもが差別されない権利をもっています。

私たちは、婚外子とその母への差別は決して許さない!との思いで婚外子差別法制度撤廃に取り組んでいます。法務省との話し合いを重ねる中で、「嫡出子・嫡出でない子」の差別記載欄に抹消線が引いてある出生届はそのまま受け取るよう、戸籍の続柄の変更含め法務省が注意喚起しました。差別されたことや不快な思い、わからないこと等、お気軽にお電話ください!!

婚外子ということで受けた不快な思いや、いやな思いなどお話を聞かせください!

事実婚での困ったことや悩みなどお聞かせください。

子の氏を父の氏に変更しても、親権は母のままで大丈夫!
→家裁の窓口で変更と言われても、変更しないで大丈夫です。



出生届・「嫡出でない子」の欄にチェックせずに出したい。
→チェックしないで受理される方法があります。お電話ください!

婚外子の戸籍の続柄(つづきがら)は、長女・長男式に変わりました。2004年10月以前に戸籍が作られた婚外子の続柄は、申し出ることによって、女・男から長女・長男式に直せます。申出の前に、お電話ください!

戸籍の続柄を変更したのに、前の記載が残っている!

→前の記載を消せます。ぜひ、お電話ください。

主催 **なくそう戸籍と婚外子差別・交流会**

問合先 Eメール kouryu2-kai@ac.auone-net.jp

取次先 FAX & 電話 0422-90-3698 (留守電対応)

※私たちは婚外子差別の撤廃と、結婚せずに子どもを産んでも差別されない社会を求め35年余運動してきた市民団体です。